

## VII 開放試験室

中小企業が自己の製品の品質向上や生産の合理化を図るためには、原材料の試験、製品の検査等がきわめて重要な技術要件となります。しかしながら、これらに必要な試験機器等を、中小企業者が個々に保有することは、資金及び経営面において困難が伴います。

そこで、県工業技術センターにおいては、バイオ・窯業・繊維の三分野について開放試験室を設け、中小企業者が自ら試験等を行えるよう開放機器を設置するとともに、産学官交流の場としても機能するよう、その利用促進を図っています。

### ① 使用時間

原則として次のとおりですが、時間の延長も可能です。

月～金曜日： 9：00～17：00

### ② 機器使用料

設置機器に係る使用料は、無料です。

### ③ 申し込み・お問い合わせ

工業技術センター企画支援部で受け付けています。

開放試験室使用に係る手続きは概ね次のとおりです。

